**静岡県弁護士会「登録換え手続き案内」**

当会では、登録換え入会希望者を電話受付しております。受付後、登録換えに必要な書類をご指定の住所に送付します。

**☆問合せ先　　静岡県弁護士会事務局　　電話　054（252）0008**

（9：00～12：00 ，13：00～17：00）

**1所属弁護士会を変更する手続きの流れ**

1. 現所属弁護士会へ「登録換え届出書」を提出し，届出があったことの証明をもらいます【弁護士法10条2項】。あわせて「登録換え請求書」（現弁護士会控）を提出します。
2. 登録換えを希望する会へ「登録換え請求書」・「登録換え届出書」・「弁護士法12条2項に該当しない誓約書」その他の必要書類をご提出下さい。
3. 登録換えの請求を受けた弁護士会は、入会審査で問題がないと判断した場合、日弁連に登録換えの進達を行います。

進達を受けた日弁連で登録換えが認められた日より，新たな弁護士会に所属することになります。

※現在，綱紀・懲戒等の事案が係属中の場合，他会への登録換えはできません。

※登録換えをする弁護士会に登録換え手続きのスケジュール等をご確認下さい。

**2受付期間**

スケジュールをご確認いただき、登録換え希望日のスケジュールに合った締切までにご提出ください。

**（2020年度登録換え入会）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録時期 | 受付期間（当会必着） | 日弁連登録日（予定） |
| 10月 | ～8月26日 | 9月30日～10月29日 |
| 11月 | ～10月7日 | 10月30日～11月29日 |
| 12月 | ～11月4日 | 11月30日～12月24日 |
| 1月上旬 | ～11月4日 | 12月25日～1月11日 |
| 1月中旬 | ～12月2日 | 1月12日～1月18日 |
| 1月下旬 | ～12月2日 | 1月19日～1月28日 |
| 2月 | ～1月6日 | 1月29日～2月25日 |
| 3月 | ～2月3日 | 2月26日～3月30日 |
| 4月 | ～3月3日 | 3月31日～4月中旬 |

　※受付期間を過ぎますと入会日が遅れる場合があります。

※提出書類に不備があると、入会日が遅れる場合がありますので、必ず書類の提出前に、誤記や記入漏れ、不足がないか確認してください。

※入会には紹介者（当会会員2名）が必要です。紹介者がいない場合は役員面談を行いますので、上記日程より早めに書類を提出して下さい。

**3提出方法**　郵送のみ

**4提出先**　　〒420-0853　静岡県静岡市葵区追手町10-80　静岡県弁護士会

**5提出書類について**

日弁連書式は日弁連HPの会員専用ページ「登録等手続」から書式をダウンロードしてご使用下さい。その他の書類は郵送で送付します。

公的書類（戸籍謄本・戸籍抄本・戸籍記載事項証明書・身分証明書）は、請求日前３カ月以内に交付されたものを提出して下さい。